

産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 平成31年3月7日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階603会議室
- 3 事 件  
議案第37号 市道路線の認定について
- 4 出席委員 齊木 亨, 池田 徹, 助木達夫, 亀井源吉, 宍戸 稔, 新家良和, 伊藤芳則
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員  
【建設部】坂本建設部長, 清古土木課長, 藤原建設部付課長, 熊谷管理係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○齊木委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。

お諮りいたします。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

次に、本日の日程及び審査の方法につきまして、事務局より説明をお願いします。

○議会事務局 おはようございます。本日の審査順でございますけれども、タブレットのほうに入れさせていただいております審査順のとおり予定をさせていただいております。建設部の議案1件について、執行部の提案理由の説明の後、現地調査をお願いいたします。現地調査は、市道三次156号線、十日市439号線を予定しています。その後、お戻りになられた後、採決、意見集約、また、委員長報告の審議をしていただく予定であります。その後、閉会中の継続審査1件と議会報告会が出された意見について協議をお願いいたします。

以上でございます。

○齊木委員長 以上の日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 では、そのように進めさせていただきます。

それでは、審査に入ります。

(執行部入室)

○齊木委員長 それでは、議案第37号、市道路線の認定についてを審査します。

提案理由の説明をお願いします。

坂本建設部長。

○坂本建設部長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。議案第37号、市道路線の認定について説明申し上げます。

まず、参考の資料がお手元に入っているかと思います。

○齊木委員長 一覧表のほうでいいですか。

○坂本建設部長 写真つきのほうで。実はそこで訂正が一部ありましたので、見つかりましたので、まずそれを。タブレットの3月定例会のほうをごらんください。その上の整理番号の1番の幅員が実はちょっと間違っておりまして、156号の幅員が3.6から9.2となっておりますが、正式には6メートルから13.5メートルとなっております。それが間違いがありましたので。6メートルから13.5ということになります。申しわけございません。

それでは説明いたします。本案は、市道路線の認定基準を満たす市道三次156号線ほか7路線の市道認定をすることについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

市道三次156号線及び市道八次226号線は、いずれも宅地開発に伴う団地内道路で、関係者からの市道認定要望路線のうち、土地の所有権移転等が完了し、三次市市道路線認定事務処理要綱に定める認定基準を満たす路線でございます。

また、市道十日市439号線は、都市計画法の開発許可により築造され、市に帰属された道路でございます。市道川西152号線、市道横谷86号線及び市道上安田291号線は、いずれも圃場整備事業により管理された道路あるいは河川管理道で、現在、三次市土地改良区などが管理する農道です。常時一般車両が通行に利用している本路線について、利用者から市道認定の要望があり、同要綱に定める認定基準を満たす路線でございます。

また、市道河内98号線、市道茂田202号線は、市道穴笠畠敷線及び君田町の市道宮本五百田線の改良工事に伴い、旧道処理部分において、このたび市道認定をお願いしようとするものでございます。

なお、市道穴笠畠敷線及び市道宮本五百田線の起終点は変更がありませんので、供用開始の告示で対応いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

宍戸委員。

○宍戸委員 新規認定路線というのは、今までは何があったんだったんですかね。例えば、穴笠まで……。要するに、ここへ2つの市道ができるということですかね。だから、もとというか、新規になる前はそれぞれどうだったかというのをちょっと。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 もともとといいますのは、もともと古い市道があつて、それを道路改良したために、旧道が昔の市道のままであつて、新しい拡張した道路は市道認定されていない路線のままです。このたび新たな改良した道路のところを市道認定すると同時に、古い市道については新たな市道を付すという。道路改良により、新たな道路改良した路線を以前の市道の路線として認定がえして、じゃ、以前の古い道は、2つの路線ということにはなりませんので、新たに市道の路線を付すということでございます。

○齊木委員長 市道でなかったものを整備した関係で、それを市道にそのままして、古いのを新たな市道にするというのが今の話ですね。

新家委員。

○新家委員 この図で、写真で説明してくださいよ、今の。98号の赤い線にして、新規認定路線とある。それで、ブルーの区域変更告示というのがある。

○坂本建設部長 ブルーの部分が道路改良で新たなきれいな法線になって、それが道路改良された。

○齊木委員長 もともと市道ではなかったと。

○坂本建設部長 市道ではなかったところを道路改良したと。

○新家委員 それが今回の98号になるんですか。

○坂本建設部長 違いますよ。赤いほうは98号という新しい市道名を追加、ブルーのほうはもとの穴笠畠敷線として供用。

○齊木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 もうちょっとわかりやすく言ってください。穴笠のところについてはバイパスができたということでしょう、あそこにね。なかったところへ。それが改良してできたけども、もともと旧道というのが新規認定してもらいたいということなんでしょう、これは。旧道が赤じゃないですか。今回の議案の対象は旧道なんですよ、つまり。全然改良はしていないんだけど、旧道は旧道として市道認定してもらわんといけんのだから。だから、なぜそういうことになるのかというところを説明してくれんと。2つ、上と下に市道があるということなんでしょう。両方市道があるんでしょう。だから、それを改めて旧道を市道として認定せないけんのはなぜなのかということ。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 旧道部分を要するに市道として地元としては残してほしいという要望の中で、両方とも市道で管理するというのでございます。

○齊木委員長 市道98号線というのがこの赤い線ということですね。

宍戸委員。

○宍戸委員 ブルーが左の上のほうからずっと来とるじゃないですか。本来はブルーになるんでしょう、これはね。ブルーが来とる。この色分けの仕方がおかしい。だから、今までやったら、オレンジから赤になってオレンジになったのを、道路改良でバイパスつけたために、区間変更告示というところが新しい市道になる。新しい市道ということじゃなしに、今までの市道ですね。新規というのはどっちかというたら廃止されないけんねんな。廃止されるとしたときに、いや、それは廃止にはできんということで、ここの起点と終点だけを別の市道としてから、名前をつけてからやるんですよというふうに言ったらどう。

オレンジからブルー、これが穴笠畠敷線。ずっとね。穴笠畠敷線だったでしょう、もともと赤のところ。それを一旦改良するからと、そうじゃなしに、今度、河内98号線を新たにつくったということなんでしょう。起点と終点を赤の部分までね。そこの言い方が、旧道を市道として変更せないけんのか、新規としてせないけんのですけれども、そこの説明をちゃんとしてないと、オレン

ジから赤につながってから、これがまた生きとるというような感じでとられたらいけんのですね。わからん人はわからんよ。だから、そこをちゃんと地元の説明しとってない。

○齊木委員長 助木委員。

○助木委員 ブルーのところは新しくつくった道路やね。ブルーのところ。それを旧の名前を使って、もともとの名前のあった赤のところを新しく98号線と呼ぶと。それも、地元が残してくれ言うたら、新しく番号をつけたと。もともとから穴笠畠敷線だったやつを名前をつけたと。ということは、その次も同じ考え方ですか。川西152号線。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 152号線については、これは圃場整備が主でございますので、同じ考え方のは、宮本五百田線がそういう考え方でございます。

○齊木委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 河内98号線なんですけど、新規の右側のほうの終点から先、ちょびっと旧道が残っておりますよね。

○齊木委員長 右上ですか。つながってないところ。

○伊藤委員 右側にあるでしょ、曲がるとるのが。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 その部分は市道ではないというところでございます。

○齊木委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 市道ではないということは、変更したということでしょう。写真で見れば、直線になったほうへ市道をつけかえたと。これは議会の分では対応できるということですか。

○坂本建設部長 区域変更というか。

○伊藤委員 区域変更はそのままいいんですか。

○坂本建設部長 そのままです。

○伊藤委員 それで、残ったほうはということになれば、扱いとすれば里道扱いみたいな形になるのか。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 公衆用道路ということだけで、市道ではないです。でも、公衆用道路と。

○伊藤委員 それは地元と話がついておるとのことですか。地元とすれば、そうなれば地元で管理せないけんようになるじゃないですか。市道で見てもらえんということになれば。そういう問題もあるので。

○齊木委員長 清古土木課長。

○清古土木課長 公衆用道路として、市の財産として市のほうで管理をしていくということになります。

○伊藤委員 何号線の話ですか。

○清古土木課長 今は、3番の河内98号線のことです。

○齊木委員長 今話があるのは、3番の市道河内98号線の中の右側のほうにつながっていない部

分があります。オレンジの。あそこのことを今。

○宍戸委員 里道で地元へおろすとかいう説明がない限りは、しばらく基本的には買うでしょう。

○伊藤委員 そうであるならば、新規の起点をここまで延長しとったほうが、いつでもおかしくないという気はするんですが。地元として。市の財産だといっても、市道でないのと市道との関係では、何かあったときの対応というのがという気はするんですが。道とすれば十分対応できる。そういう道で。

○齊木委員長 清古土木課長。

○清古土木課長 ここの残っておる部分について、今の隣接する家ですね、受益戸数が市道認定のほうに該当しないということで、この部分については新たな市道にはこのたび認定はしないというふうにさせていただいております。

○齊木委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そうしたら、下のほうは圃場整備の関係で生きた道路であるということになるんですか。家も何もないところへ。1軒あればいいということなのか、どうなのか。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 先ほども要綱要綱と申し上げておりますその要綱の、その他の市道は次の全ての要件を備えているものとするという要綱の中に、幅員が4メートル以上、延長が35メートルを超え、平均勾配が12%以下で、1戸以上が連絡する道路で、国道、県道、市道、主要な農道及び林道に接続するか、道路並びに日常生活の生活基盤として公用に供用されている道路というふうにありますので、基本的にはそこを通過して家があるというのが1つの基準としてあるということでございます。

○齊木委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 基準はそうですが、もともとあった市道を、新しくなったから、それは通るのはいいけども、地元がどう管理していくのかという場合に大変なことになってくると思うんですね。市道であれば市道拡幅でできるものが、逆に言えば、里道扱いで、どんどん負担というのが発生したり、草を刈ってもらうのも、いろいろこれは絡んでくると思います。例えばここを地元で管理する上で草を刈るわけですけども、市道の草刈りの距離には加算されんでしょう。そういう問題が起こってくるんですよ。そこらあたり、地元ときちっと話がされておるのかどうかというのをまずお聞きしたいんです。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 一般的に、道路改良する部分においては、地元のほうに新たな路線についてこうなるよという説明をしますので、その残地の部分については、基本的に市道から外れるという部分については、道路改良の時点で皆さんに説明しているというふうに考えております。

○齊木委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 だけど、今後は管理が地元へという、そのことを地元の人が知っておられるかどうかというのは。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 基本的に、道路改良で市道は拡幅する部分があったとして、残地の部分については既にずっと市道では管理できないというところは改良時点の説明の中で御理解いただいているというふうに思います。

○宍戸委員 今も路線として、道として現存するわけやね。道として現存する。道としてなくするんだったらいいけども、道として現存しとるときの、例えば穴ぼこができたときに、それは市じゃ構わんよということになるのか、どうなるかというところを今聞きよったんだと思うので、そこら辺の具体的な今後の市の対応というのはどうなのかと。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 これ、現行もそうなんでしょう。現在もここは市道じゃないんでしょう。何ら変わらないでしょう、この道は。今も市道じゃない運用をしとるわけだから、何も変わらないでしょう。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 現況は、オレンジで示した部分が現況で市道でございますので。

○新家委員 今御指摘のところは市道じゃないんでしょう、もともと。つけかえについては議会の同意は要らんということで対応してきとってじゃろうけど、残った市道はどうなるのかということ聞いていたんですが。地元がその対応をしてくれて、それでええですということであれば、私は別に問題ないと思うけど。地元が何らかの形で対応しているだろうと思うので。ただ、財産としては市の財産なので、何かあったときは市の対応をある程度してもらわんといかんのかなということ、もう市道じゃないのですいませんということにはならんと思うしという気はするんですが。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 とにかく市道並みの維持管理は、これはできませんと。道路法で市道というふうに認定されていると、安全に通行させないといけないという義務があるわけですけども、財産自体は三次市が持つ公衆用道路として、通れんほど被災するとか、通れんことになったというのはあるんですけども、財産自体は三次市が持っているというところがございます。それを、じゃ、細かくどこまではするか、どこまではしないかというのは個々によって変わりますので、基本的には通れるようには三次市がするということがございます。それを市道並みではないということ御理解いただきたいというふうに思います。

○新家委員 だから、そういうことをきちっと地元の人が了解しておったんかということをお伺いしとるんです。事前に言ってるから、それで進めてきたんだから、もういいんだということではないのかどうかということなんですよ。だから、もう一回地元できちっと説明する必要があるんじゃないかという。こうなりまして、市道はこっちで、こっちは市の財産ですが、市の対応はできませんということがわかってんかということなんです。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 もともと道路改良時点の説明で言えば、改良の要望があつて、市道をこういうふうにする、新たにこちらを市道にするというところで改良要望の中でしているわけで、残りについて、それを全て市道に残すというような前提ではないというのが一般的にされているということでございます。そこで地元としてはそれは理解いただいているというふうに解釈しています。

○新家委員 だから、いただいていると思っとるのはそっちのほうだけ。地元の人が本当に、じゃ、その残った道はどうなったかというのまで理解しとったかということ聞きよるわけです。説明をもう一回してこんど、聞いてみると、どうなんかなというのちょっと私は疑問に思うところですよ。

○齊木委員長 助木委員。

○助木委員 そこら辺で、今まではどういう管理しておったの、ここは。今の伊藤委員が言うてた下のぐるっと曲がるとるやつ。市道というのは今まで地元で管理しておったわけ、これは。

○伊藤委員 もともとは市道だったのが、新しい道ができたので。

○助木委員 市道でも、落としてはないわけでしょう。

○伊藤委員 いや、つけかえて、落としてしまった。

○助木委員 落としたんですか。

○伊藤委員 落とすことになるから、どうなのかと。できてからも何年かたつとるから。

○助木委員 今回は、この今の新規路線の認定ということで提案、上程されておるわけだから、今後、今ここでこれを認定すると言わないかんでしょう。だから、それは、今、伊藤委員が言われたことをしっかりと飲み込んで、帰ってまた次の段階を考えていかんと、これを今ここで何ぼ議論しても、これは前へ進みませんよ、こんなことして。これは一旦これであれして、次の段階で考えていかんと。

○齊木委員長 それでは、今のやりとりと同じことで地元にも話ができるかなということで、話を一旦預かりまして、またそれから進めたいと思います。

それでは、ちょっとこの件については……。

○助木委員 ちょっと8番の矢印のところは、あれは終点というのは向こうの道でつながつとらんのでは、あれは矢印のところは終点なんですか。それとも、この線よりということで、要はこの道でつながらないけんのではないかと思います。あこもちょっと切れとるが、終点はどこになるんですか。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 8番の終点につきましては、それから先についてはJR用地であり、また、一部幅員が狭いという状況なので、市道認定の基準として、そこまでというところで考えております。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 今のところの、ここの矢印のところは終点になるところは家が1軒もない。この市道の認定するところに1軒最低家が建てられておるなら、認定せんところの細くなった先に家があるからといって、基準に適合しとらんのではない。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 要綱を示せばいいんですけども、先ほどの続きで、平均12%以下で1戸以上（通り抜け道路の場合は戸数はとらない）連絡する道路でということでございますので、通り抜ける場合は戸数はとらないということもありますし、利用されるのは確かに通られるということ。

○新家委員 道路基準に、一応要綱に合ったというのがあったんですね。

○齊木委員長 亀井委員。

○亀井委員 7番の矢印のところだとすると、車をかわすというか、向きを変えるところができる。もう二、三メートル行けば、例えば向きを変えるところがあるんですよ、車の方向転換をするところが。ちょうど矢印のところの前が向きが変えられん。そのもうちょっと先に行けば変わる。

○齊木委員長 これ、矢印が正確なところというのはあるんですかね。

坂本建設部長。

○坂本建設部長 個々のこういう大きな地図の中で、どこまでが延長かという部分については、正式にはこれから市道認定をしていく後に、現地をはかって、区域の決定、報告するということになるので、その辺は現地のほうをもう一度はかるというところで御理解いただきたいというふうに思います。

○助木委員 そうすると、ここへ書いてある延長95.3メートルというのが、仮に、正式にはかったら、例えば100メートルになる可能性もあるということですか。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 この市道認定路線一覧表の一番下のところに書いてありますように、延長は通常計測による概算数値ですと、今後測量を実施する予定ですということ、延長も変わるということです。

○齊木委員長 よろしいですか。ほかに。

伊藤委員。

○伊藤委員 今の話で出たんですが、条件に合ってなくても市道認定というのは逆に言えばできるということですか。道路位置指定でない部分ですね。例えば、今で見て、4メートルないというふうになっておるので、そこへ住んでおられる方は中のほうのこの道を市道認定してもらうのはすごくうれしいことなので、反対するつもりはないんですが。反対しとるんじゃないです。ただ、先にこういうことができるのかというのがちょっといまだに理解できない。私は何遍も道路位置指定やら市道で出してきたけん、ああだこうだと散々言われてきておるので、それがこういう場合はできるのかというのがちょっと理解できんので、そこを説明してほしいんですが。

○坂本建設部長 何遍も要綱を申しわけございません。3、その他市道は次の全ての要件を備えているものとするということで、(1)で幅員4メートル(公共団体等が設置した公共道路または日常生活に必要な唯一の道路は3メートル)以上、それから、延長35メートルを超え、平均勾配が12% (公共団体等が設置した公共用道路は18%)以下で、1戸以上(通り抜け道路の場合戸数はとらない)が連絡する道路で、国道、県道、市道、主要な農道及び林道に接続した道路並びに日常生活の生活基盤として公共の用に利用されている道路というふうになっております。(2)で市道用地は所有権以外の私権が設定されていないもの。そして、(3)ということで、道路種別の異なる路線は原則として重複しないものというふうに基準となっておりますので、それに基づき、今回、市道認定を種別に提案するものでございます。

○齊木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 その要綱を読み上げられて、わかっていない部分があるので、タブレットのほうに入

れてもらえれば一番いいんですけども、7番と8番です。これ、なぜ今まで市道認定ができていなかったのかというところで、今の要綱に基づいて、今回この以上の条件をクリアできたのですということになりましたというところを説明してください。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 基本的には地元要望という中で、もしもこのままであれば、市道の開設届等を出せば、道路法の基準によらない改造・改築等もできるわけで、それを利用者が要望されたということで、今回、市道認定ということでございます。

○齊木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 地元要望というのがもともとあってということじゃなしに、たまたまというか、最近になって市道にしてくれということの要望があったのでできたことなのか、ずっと前からあったものが、しようよということになったのか。これは特に旧町村ですよ。時間がかかってこういうことになったのか。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 今年度要望があり、今年度認定したということでございます。いろんな素案がある中で、当然、先に要望があつて、土地の整理ができていないという状況のまま何年も放置し、土地の整理ができたから要望するという案件もございますけども、今回の場合は、地元のほうからの今年度要望があり、今年度認定しようという案件でございます。

○宍戸委員 そのときに、今、敷地が、所有者が土地の処分などがあつて、その整理ができてない、登記の整理ができてないということで、これは認定できなかったのか

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 7番、8番については、その土地は土地改良区のものということで、土地改良区の了解を得たということでございます。地元の土地改良区の了解を得たというところで、市道認定に上げたということでございます。

○齊木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 当然、市の財産として登記を切りかえたということなんですね。切りかえるんですね。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 土地改良区等、そういう公益な団体についての登記については、わざわざ三次市に登記を変えらるということはしておりません。

○宍戸委員 それやと、前から財務のほうで公会計、貸借対照表の関係で言ったら、市有財産から外すということでしょう、これは。そこら辺との関係、市の財産じゃないの。市道とはいっても、財産になってないところがあるということやね。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 そういうところはたくさんあるといたしますか、全て市の名義の底地、登記簿上の名義にならなくて、事業認定ということで認定される部分もありますので、問題はないというふう考えております。

○齊木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 でも、財務との関係が、今の貸借対照表、この前から一般質問等でもあったけれども、公共施設の関係で。そこら辺はちゃんと整理できておるんでしょうねということ。だから、今、当然で金のだったらあれですけど、財務とそこら辺のちゃんと調整ができておるのか、どうなのかということだけ確認してください。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 その辺はちょっと財務と調整します。

○助木委員 もう1点。関連のような話ですが、この市道認定をすると、今度は交付税の対象に、そこに今の道路台帳の整備ということがあるんですよ。道路台帳の整備は、これはすぐされるんですか。今のと同じような話ではあるんですが。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 市道認定されますと、大抵の場合、次の年、31年度10月を目標に、交付税の関係がありますので、それに間に合うよう処理するというところでございます。

○齊木委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 じゃ、ないようですので、以上で議案第37号に対する質疑を終結いたします。

それでは、これから現地確認に行きますので、10時55分に1階正面玄関にお集まりください。

午前10時46分 休憩

午前11時40分 再開

○齊木委員長 現地確認お疲れさまでした。それでは採決に入ります。お手元に配布の産業建設常任委員会審査報告書にそって、採決をします。今回は議案1件を採決します。議案第37号市道路線の認定について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

以上で、採決を終わりました。

○齊木委員長 次にその他の継続審査についてですが、陳情第5-3号河内地域の生活環境等改善を求めることについて、平成29年12月定例会で継続審査の申し出がされて、今後の新たな計画などの状況を見ながら、引き続き、調査研究する必要があるためということで、継続審査となっているものです。陳情書をタブレットに掲載していますのでご覧いただければと思います。現在継続

審査となっております本件について、結論を出していかなければならないということでご協議をお願いするものです。どのように結論を出していくか、皆さんからご意見を伺いたいと思います。

○齊木委員長 しばらく休憩といたします。

午前11時45分 休憩

午前11時55分 再開

○齊木委員長 ただいまから再開させていただきます。

これより陳情第5-3号を採決いたします。

本案を不採択とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は賛成全員により不採択することに決しました。

それでは、陳情事件について、委員長報告に記載したほうがよい意見、要望がありましたら、お願いしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 じゃ、ないようでしたら、本委員会の報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認めさせていただきます。後日、タブレットへ入れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成31年3月7日

産業建設常任委員会

委員長 齊 木 亨